

鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱（改正後全文）

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、令和新時代創造県民運動として、県内で地域をより良くしようとする自ら取り組む様々な地域づくり活動を支援することにより、若者をはじめあらゆる世代の県民が地域づくり活動に一層興味を持ち、地域の良さを再認識し、地域への愛着につなげることで、地域づくり活動への参加促進及び将来の地域の担い手不足の解消を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第5欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額（以下「算定基準額」という。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額以下とする。
 - 3 前2項の規定に関わらず、本補助金以外の規則に基づく県の補助金又は交付金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。ただし、算定基準額が別表の第4欄に掲げる限度額を超える場合において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために併用できる県の他の補助金又は交付金（以下「県の他の補助金等」という。）を受け入れてその増嵩分を補填する事業については、この限りではない。
 - 4 第1項及び第2項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体又は団体等から第2項の額を超える補助金、交付金又は助成金を受け入れている、又は受け入れる予定である事業については、本補助金は交付しないものとする。
 - 5 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
 - 6 別表の第2欄（2）の者が同種の事業を実施するために受けられる補助の回数は、同表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ1回限りとする。
 - 7 過去に本補助金「令和新時代創造県民運動推進型」、「交流サロン活動等支援型」、令和元年7月4日以前の鳥取県トットリズム推進補助金「トットリズム推進型」、「交流サロン活動等支援型」及び平成27年度以前の鳥取県鳥取力創造運動支援補助金「発展型」の区分による補助を受け事業を実施した者は、同種の事業を実施するために「スタートアップ型」の区分による補助を受けることはできないものとする。
 - 8 過去に本補助金、令和元年7月4日以前の鳥取県トットリズム推進補助金又は平成27年度以前の鳥取県鳥取力創造運動支援補助金（以下「本補助金等」という。）による補助を受けた事業と同様の内容と判断される事業を実施する者は、過去に本補助金等の補助を受けていない者であっても本補助金の交付対象としないものとする。

（交付申請の時期等）

- 第4条 本補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 規則第5条の申請書に添付すべき書類は、地域づくり推進部長が別に定めるとおりとする。
 - 4 補助金の交付申請を行う者が未成年の場合は、前項の書類のほか様式第3号を添付しなければならない。
 - 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(調査)

第5条 県は、前条の交付申請を受け、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

(審査)

第6条 審査は、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定審査会（令和新時代創造県民運動推進委員会）（以下「委員会」という。）において行う。

- 2 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。
- 3 審査方法については、委員会が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、委員会を開催した日から14日以内（県の休日の日数は、算入しない。）に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、第4条第5項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 補助事業の規模を大幅に縮小する、又は実施の時期を大幅に遅延する変更
 - (3) 補助事業の内容の変更につながる、支出区分間の経費配分の変更や、新たな支出事由の追加
 - (4) その他、補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更
- 2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(情報の公表)

第10条 補助事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く活動団体等の参考とし活動の促進を図るため、事業の申請及び報告の書類は、個人情報を除き公表する。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この制定は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月23日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この改正は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、令和元年7月5日から施行する。

2 平成31年度に募集を開始した事業について、1の施行日以降、「鳥取県トットリズム推進補助金」を「鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和2年7月2日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 事業実施主体	3 補助率	4 限度額	5 補助対象経費
若者 チャ レン ジ 型	若者による新たな取組（試行的な取組を含む）及びこれまでの取組を拡充するもの。 ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。 ア 学校の正規の教育課程として行われる事業 イ 大人が中心となって企画・運営する事業	（1）若者チャレンジ型 鳥取県内に居住する、申請書を提出する年度の末日までに10歳から25歳までの年齢となる者3名以上が中核となつて構成されている団体。（法人格の有無を問わない。） （2）スタートアップ型 県内に事務所又は活動拠点を有する団体等（非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない。）、地域住民組織、個人、企業、商工団体等の各種産業団体及びその青年部組織等）。 （3）以下の者は対象外とする。 ア 政治・宗教・特定の思想の普及に関わる者 イ 暴力団又は暴力団員等の統制下にある者	10/10	15 万円	（1）補助事業を実施するために必要と県が認める経費。なお、団体の運営に係る経常的な経費、人件費（報酬、給料、アルバイト賃金、共済費）、食糧費（事業実施に必要な不可欠なものは除く）、工事請負費等、交付対象として不相当と認められる経費は対象としない。 （2）委託費については、県内事業者が実施したものに限定する。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。 （3）団体の構成員に対して委託する場合の委託費については、事業に主要な役割を果たす場合に限り、団体の構成員を講師等として支払う報償費、旅費と合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。 （4）報償費、旅費を支払う場合、合わせて限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/3を上限として対象とする。 （5）備品購入費については、スタートアップ型（ステップアップ支援）の事業に限り、限度額と補助対象経費のいずれか低い額の1/2を上限として対象とする。ただし、県の他の補助金等を受け入れてその増嵩分を補填する事業で、借上よりも購入による方が安価である場合は、この限りではない。
スタート アップ 型	支援 スタート	新たな取組やこれまでの事業の拡充、試行的な取組を行う事業	10/10	10 万円	
	ステップ アップ 支援	過去にスタートアップ型〔平成27年度以前の鳥取力創造運動支援補助金についてはスタートアップ型（新規又は継続）〕の補助を受けた事業で、取組を継続し、成長させていくための事業。	3/4	30 万円	